

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

長谷川香料株式会社

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、上場会社としてコーポレート・ガバナンスにおける下記の5つの基本原則を尊重し、経営チェック機能の充実とコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図りながら、的確で迅速な経営判断と適時・適切な職務執行により企業価値の持続的成長とその最大化を図る。

- (1) 株主の権利の保護及び平等性の確保
- (2) ステークホルダー（株主以外の利害関係者）との円滑な関係の構築
- (3) 従業員が働きやすい環境の整備
- (4) 適時適切なディスクロージャー（情報開示）と透明性の保証
- (5) 取締役会・監査役会の経営監督の充実と株主に対するアカウンタビリティー（説明責任）の確保

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、迅速かつ積極的な情報開示及び円滑な権利行使のための環境整備に努める。

2. 当社は、取締役会のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況を確認した上、株主総会の決議事項の一部を取締役会に委任する旨を定款に定め、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を実施する。
3. 当社は、株主の権利の重要性を認識し、その権利行使に係る適切な環境を整備し、株主の実質的な平等性の確保に努める。少数株主権等の行使については、その行使手続及び株主確認方法を社内規程に定め、当該権利を円滑に行使することができるような環境を整備する。

(株主総会)

第3条 当社は、株主総会が当社における最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主総会における権利行使に係る環境整備を行う。

2. 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行う上で必要と考えられる情報については、招集通知の記載内容を充実させるとともに、決算短信、有価証券報告書、半期報告書、決算説明会資料、適時開示資料等のIR資料を当社ホームページにおいて開示する

ことで隨時提供する。

3. 当社は、招集通知の記載情報の正確性を担保しつつも株主が議案の検討に十分な期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知の発送日前に招集通知を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトで開示する。
4. 当社は、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うとともに、会計監査人による実効性のある監査のための十分な監査期間を確保することを念頭に置き、株主総会の開催日を設定する。
5. 当社は、当社の株主構成を踏まえ、招集通知を英訳し当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトで開示する。
6. 当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用等を通じて、株主が適切に議決権行使することができる環境の整備に努める。
7. 当社は、信託銀行等の名義で当社株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議しつつ検討を行う。
8. 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、原因分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について個別に検討する。

(資本政策の基本的な方針)

- 第4条 当社は、将来にわたる企業価値の持続的成長とその最大化を目指していくために、成長投資及びリスクに適切に対応できる株主資本の水準を保持することが必要であると考える。株主還元については、グループの経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対し業績に応じた利益還元を図ることを基本方針としており、連結株主資本配当率（DOE）3%以上を基準として中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う。

2. 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、その検討過程や実施目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて株主総会や決算説明会等を通じて説明を行う等、株主への十分な説明に努める。

(政策保有株式に関する方針)

第5条 当社は、取引先との良好な取引関係の維持・強化による企業価値の向上を目的として、取引先の株式を保有することがある。なお、政策保有株式については、毎年取締役会において、中長期的な観点からその保有目的や経済合理性等から保有の適否について検証を行い、検証の結果、保有の合理性が認められない株式は縮減する。

2. 当社は、政策保有株式の議決権の行使について、保有先企業の経営方針を尊重した上で、当社及び保有先企業の中長期的な企業価値向上、株主還元方針等の観点から議案の内容を適切に評価・判断する。なお政策保有先の業績の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生、当社と利益が相反する恐れがある場合等は、十分に検証した上で議決権を行使する。
3. 当社は政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆すること等により、売却等を妨げない。また、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続する等、会社や株主共同の利益を害するような取引を行わない。

(買収防衛策)

- 第6条** 当社は、将来にわたる企業価値の持続的成長とその最大化が最重要課題であると認識しており、現段階では買収防衛策の導入の予定はない。
2. 当社は、当社株式が公開買付けに付された場合、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに開示する。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げない。

(関連当事者間の取引)

- 第7条** 当社は、取締役や主要株主等の関連当事者との取引を行う場合、社内規程に基づき、取締役会の承認を受けた上で実施し、その結果を取締役会に報告する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定)

- 第8条** 当社は、「顧客に安心して使って戴ける製品の提供」を経営理念に掲げ、その達成に向け、品質／食品安全方針を定め、全従業員に周知徹底を図る。また、社訓に当社で働く社員の指針としての理念や心構えを定め、浸透を図る。
経営戦略及び中期3ヵ年計画については、決算説明会資料に掲載し、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトで開示する。

(会社の行動準則の策定・実践)

- 第9条** 当社は、「長谷川香料企業行動規範」を定め、全役員及び全従業員に周知徹底するとと

もに、本規範を配布し、隨時確認することができる環境を整備する。
また、経営方針において、当社のステークホルダーに対する責任について言及し、ステークホルダーとの協働に努める。

2. 当社は、全従業員に対して、誠実性及び倫理観を遵守することを求める行動基準や規範が周知されているかを確認するため、年に一度、理解度テストを実施し、取締役をメンバーに含むコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会においてその結果を報告するとともに、必要に応じて取締役会へ報告する。

(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題)

第 10 条 当社は、サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、社会の持続可能性に配慮した事業活動を推進する。

2. 当社は、CSR 方針を定め、イノベーションで事業機会を捉えつつ、責任ある調達、環境負荷低減、人権労働、品質安全などサステナビリティへの取り組みを強化し、リスク管理を徹底する。また、社会の一員として各ステークホルダーとの信頼関係を構築・強化し、社会が抱える課題を香りの技術を使って解決することで豊かな社会づくりに貢献する。
3. 当社は、かけがえのない地球を未来に引き継ぐことが人類共通の重要課題であることを認識し、総合香料メーカーとしての全ての事業活動において地球環境保全に配慮して行動することを環境理念として定め、環境保全に対する姿勢を明確にする。
また、環境安全方針を定め、全社の方針を基に各事業所で具体的な方針と施策を実施する。環境安全方針は年 1 回見直しを行い、継続的な改善を進める。

(女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保)

第 11 条 当社は、性別・年齢・国籍等に関わらず、多様な人材の活躍が会社の持続的な成長を確保する上で重要であると認識し、人材の多様性を確保する。
また、社会情勢を鑑み女性にも開かれた職場づくりを目指して、女性社員の採用、女性管理職及び幹部職社員の育成と登用を進める。

(内部通報)

第 12 条 当社は、違法行為の発生を未然に防ぎ、あるいは潜在する違法行為の放置、隠蔽を防ぎ、また、違法行為があったときは、その実態を早急に把握し、対策を協議し、是正していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置し、社内に違法行為がないか定期的に調査するとともに、違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。
社内通報制度の担当部署は、当社グループ各社における役職員からの内部通報の状況

を確認し、その状況につき、取締役をメンバーに含むコンプライアンス委員会において定期的に報告するとともに、必要に応じて取締役会へ運用状況を報告する。

2. 当社は、複数の社内通報窓口に加え、経営陣から独立した窓口として外部の弁護士への通報窓口を設置する。また、相談者・通報者を保護し、一切不当な取扱いを行わないことを社内規程に明記し、当社グループの全役員及び全従業員に周知徹底する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の充実)

第13条 当社は、情報開示にあたっては、株主をはじめとするステークホルダーに情報を正確に伝達するため、平易かつ具体的な記載で適時適切な開示を行うように努める。

2. 当社は、当社の財政状態・経営成績等の財務情報や経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
3. 当社は、当社の株主構成を踏まえ、英語版のホームページを開設し、招集通知、決算短信、決算説明会資料、FACT BOOK、プレスリリース等のIR資料やサステナビリティに関する情報等の英語版をホームページで開示する。
4. 適時開示が必要な会社情報については、取締役会もしくは戦略会議で公表の具体的時期及び方法について決定し、代表取締役、情報開示担当役員または経営企画部長が適時開示を行う体制を構築する。なお、緊急の場合は戦略会議を経由せず、代表取締役が公表の時期及び方法を決定し、迅速な情報開示を行う。

(外部会計監査人)

第14条 取締役会及び監査役会は、外部会計監査人が適正な監査を行うことができるよう、十分な監査時間、外部会計監査人と代表取締役や各業務執行取締役等の経営陣幹部との定期的な面談、監査役や内部監査部門である監査室等との連携を確保する。

2. 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合には、代表取締役の指示により、管掌取締役が中心となって調査・是正を行い、その結果を取締役会及び外部会計監査人に報告する。

第5章 取締役会等の責務

(機関設計)

第15条 当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を採用する。また、経営と執行の適切な役割分担を図るため執行役員制度を導入する。

(取締役会の役割・責務)

第 16 条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図る。

2. 取締役会は、中期 3 カ年計画を策定し、毎期末の決算説明会においてその達成に向けた具体的な施策を説明する。なお、中期 3 カ年計画は、業績、経済情勢等を踏まえ、毎年見直しを行い、変更が生じた際には、その背景や要因等について説明する。
3. 取締役会は、具体的な経営戦略や経営計画等につき、社外役員を交え、建設的な議論を行う。また、定期的な業務執行の報告を通じて、経営状況の監督を行う。
4. 取締役会は、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要について開示する。

(経営陣への委任)

第 17 条 当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する業務執行機関としての戦略会議を設け、業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築する。

2. 取締役会は、法令又は定款に定められた事項のほか、経営の基本方針や重要事項等の取締役会規程に定められた事項を決定する。また、その他の事項のうち、経営陣が執行できる範囲を社内規程に明確に定める。

(取締役会の構成)

第 18 条 当社の取締役会は、活発な議論・検討、迅速な意思決定を行うため、定款に基づき員数は 10 名以内とし、社内外を問わず、様々な知識、経験等を有する者により構成している。

また、中立・公正な立場から業務執行の監督を行うことで経営のチェック機能の強化を図るため社外取締役を複数名選任する。

2. 取締役及び監査役の兼任状況は、招集通知及び有価証券報告書等で毎年開示しており、その兼任数は、当社の取締役・監査役としての役割・責務を適切に果たすことができる合理的な範囲とする。

(取締役の報酬)

第 19 条 当社は、報酬の決定に係る透明性・客観性を確保するため、代表取締役及び社外取締役で構成し、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、独立社外取締役が委員長を務める任意の

報酬委員会を設置する。

2. 取締役の報酬等の額は、任意の報酬委員会で、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上議論し、その報告を踏まえ取締役会にて決定する。
3. 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、基本報酬、賞与、及び中長期的な業績向上と株主価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的とする譲渡制限付株式により構成する。
4. 社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。

(取締役・監査役の指名等)

第 20 条 取締役会は、定期的な業務執行の状況の報告を通じ、経営状況の監督を行うとともに、社外役員を交え、適切に会社業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映する。

2. 当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任に係る透明性・客観性を確保するため、代表取締役及び社外取締役で構成し、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名委員会を設置する。
3. 取締役・監査役の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選出し、優れた人格・見識、高い経営能力など多角的な観点から、指名委員会において候補者を選定する。
4. 経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名にあたっては、任意の指名委員会からの報告を踏まえ、取締役会で決定する。
5. 経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合や経営陣幹部として求める役割・責務を適切に果たしていない場合等は、任意の指名委員会からの報告を踏まえ、経営陣幹部の解任について取締役会で決定する。
6. 監査役候補者の指名にあたっては、中立・公正な立場から専門知識や経営に関する経験等を活かした助言・提言等を行い、取締役の職務執行の状況を監査・監督する機能・役割を担うことができる者を指名委員会において選定し、その報告を踏まえ、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定する。
なお、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有しているものを 1 名以上選任する。

7. 経営陣幹部の選解任、取締役候補者及び監査役候補者の指名理由については、招集通知で開示する。

(後継者計画)

第 21 条 当社は、業務の執行並びに取締役会や戦略会議等重要会議への出席を通じた経営への参画経験等により、代表取締役社長の後継者を計画的に育成し、取締役会は、任意の指名委員会の助言を受け、その状況を監督する。

(内部統制・リスク管理体制)

第 22 条 当社は、リスク管理体制について社内規程を整備し、関連部署を中心にリスクの分析・管理、対応策の検討を行う。

また、全社的あるいは当社グループとして対応が必要なリスクについては、関連部署あるいはグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置し、リスクの分析・管理、対応策の検討を行う。

2. 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングする。
なお、監査等の結果は、代表取締役社長へ隨時報告を行う。

(監査役及び監査役会の役割・責務)

第 23 条 監査役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役会等の重要な会議に出席し、更に常勤監査役は戦略会議他、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告する等、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図る。また、社外監査役は、中立・公正な立場から専門知識や経営に関する経験等を活かした助言・提言等を行う。

2. 独立役員会議を通じて、社外取締役と社外監査役との連携を確保するとともに、必要に応じて常勤監査役が社外取締役と意見交換を行う等、社外取締役との連携を図る。

(監査役会と外部会計監査人及び内部監査部門との関係)

第 24 条 監査役会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行う。また、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告書を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行う。

2. 監査役会は、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合には、常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携し、是正を求める体制を構築する。

3. 常勤監査役は、内部監査部門と連携し、隨時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行う。
4. 常勤監査役は、内部監査部門による代表取締役社長への内部監査報告時に毎回出席し、これらの内容を、監査役会において社外監査役に報告する。
5. 社外監査役は、常勤監査役と連携して、内部監査及び内部統制を所管する部署との情報交換を通じて、監査の実効性を高める。常勤監査役と内部監査部門は毎月1回のミーティングを実施し、内部監査計画の打合せ、内部監査実施状況の聴取、情報交換等を行う。
6. 監査室、経営企画部等の内部統制部門は、必要に応じて取締役会、監査役会において内部統制等の実施状況について報告する。

(独立社外取締役)

- 第25条 取締役会は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に準じた「社外役員の独立性判断基準」を策定する。
2. 社外取締役の選任にあたっては、当社の社外役員の独立性判断基準に加え、様々な分野に関する豊富な知識・経験等を勘案し、独立した立場から当社の経営監視ができる人材を複数名選任する。
 3. 独立社外取締役は、取締役会において、経営に関する経験や専門知識等に基づき、中立・公正な立場から助言・提言等を行うことを通じて当社の経営を監督する機能・役割を担う。また、会計監査及び内部監査と連携している監査役と連携することにより、各監査と連携した監督機能を果たす。
 4. 独立社外取締役は、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべく、独立社外取締役及び独立社外監査役からなる独立役員会議を設定し、定期的に開催する。
 5. 独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制をより強固にするため、独立社外取締役の互選により、筆頭独立社外取締役を選任する。

(取締役会における審議の活性化)

- 第26条 取締役会は、原則として定例取締役会を月1回開催し、緊急を要する場合は、臨時取締役会を適時開催する。
2. 毎年1月に年間の取締役会開催スケジュールを決定し、取締役及び監査役が取締役会に出席しやすい状況を確保する。

3. 取締役会の審議事項については、原則として、戦略会議において事前に審議を行い、戦略会議構成員である取締役及び常勤監査役は、内容を十分に理解した上で取締役会に臨む。
4. 取締役会の審議事項の内容を検討するにあたって十分な検討時間を確保することができるよう、取締役会事務局担当役員より事前の資料提供を行う。
5. 社外取締役に対しては、取締役会事務局担当役員より事前に内容の説明を行う。常勤監査役以外の社外監査役に対しては、事前の資料提供を行うとともに、常勤監査役より、監査役会において戦略会議等の結果報告を受け、審議内容を事前に把握することができる体制を整備する。

(情報入手と支援体制)

第 27 条 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために不足していると思われる情報については必要に応じて情報提供を求め、その要求に基づき、取締役会事務局担当役員が適宜対応する。

2. 取締役及び監査役は、業務上、外部専門家（弁護士・公認会計士等）の意見やアドバイス等が必要と判断される案件については、これらを活用し検討を行う。
なお、当該費用については、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担する。

(取締役・監査役のトレーニング)

第 28 条 当社は、取締役及び監査役に対して、それぞれの役割や責務を適切に果たす上で必要と考えられるトレーニングの機会を提供する。
また、新たに社外取締役・社外監査役に就任する者に対しては、就任時に会社概要、事業内容、経営戦略、財務情報等の基本情報に関する教育の機会を設ける。

第 6 章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第 29 条 当社は、I R 担当役員を定め、I R 担当部署である経営企画部が窓口となって株主・投資家との対話に積極的に対応する体制を整備する。なお、株主・投資家より個別に要望があった場合には、可能かつ合理的な範囲内で I R 担当役員が対応する。
また、建設的な対話の実現に向け必要な情報を入手すべく、社内関連部署との連携を図る。

2. 年に 2 回決算説明会を開催し、代表取締役が決算の概要、経営戦略等を説明する場を設

け、当社の経営戦略等に対する理解を深める機会の創出に努める。

3. 定期的に株主構造の把握を行い、株主との対話の促進に努める。対話を通じて把握した情報は、必要に応じて経営陣及び関連部門へフィードバックし、情報の共有を図る。
4. 当社では、インサイダー取引等の未然防止を図るため、社内規程を設け、その内容を全役員及び全従業員に周知徹底する。また、四半期毎の会計期間末日の翌日から決算発表までは、業績の見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えるサイレント期間とし、情報管理を徹底する。

以上

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員候補者が、以下の各項目のいずれかにも該当しない場合、独立性を有していると判断する。

1. 当社を主要な取引先（※1）とする者またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭（※2）その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
4. 当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接に保有する大株主、またはその業務執行者
5. 最近3年間において上記の1. から4. のいずれかに該当していた者
6. 次の（1）から（3）のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 上記1. から5. までに掲げるもの
 - (2) 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
 - (3) 最近1年間において、（2）または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当したもの

※1 「主要な取引先」とは、直近事業年度において当社との年間取引額が当社の連結売上高または取引先の連結売上高の2%を超えるものをいう。

※2 「多額の金銭」とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の直近事業年度における連結売上高の2%を超えるものをいう。